

高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県（以下「県」という。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新事業分野開拓者」という。）として認定する手続き等を定め、認定を受けた新事業分野開拓者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新事業分野開拓者から新役務の提供を受ける契約をする機会の拡大を図ることで、新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の市場への普及拡大を支援することを目的とする。

(申請要件)

第2条 本事業において、新事業分野開拓者の認定を申請できる者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に定める中小企業者又は農林漁業者若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人であること。
- (2) 県内に本社又は主たる事業所を有する者であること。
- (3) 県内において対象となる新商品の生産等を行う者であること。
- (4) 県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。この号において、暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例の用語に同じ。）第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

イ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

ク その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

ケ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 本事業の対象となる新商品等は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 食料品（防災用のものを除く。）以外かつ医薬品以外の物品又は役務の提供であつて、県や市町村の機関における用途が見込めるものであること。
- (2) 販売を開始してから5年以内のものであること。
- (3) これまで県や市町村の機関での受注実績がないか、または、少ないものであること。
- (4) 現在は市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。
- (5) 価格水準が適正であること。

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）（様式第1号別紙）その他の書類を添えて知事に提出する。

2 前項の認定申請書には、次の書類を添付する。

- (1) 定款及び登記簿謄本（法人に限る。）
- (2) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書
- (3) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（別に定める様式による。）
- (4) 直近2営業期間の決算書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書
- (5) その他新商品等に関する資料

3 申請者は、認定申請書を提出する時点において、県の入札参加資格者として登録を受けている場合は、前項のうち、第1号から第3号までの書類の添付を省略することができる。

4 申請者から提出のあった第1項及び第2項の認定申請書、実施計画及びその他の書類は、第8条第2項及び第3項により、知事はその写しを市町村長に提出する場合がある。

(認定)

第4条 知事は、認定申請書が提出されたときは、申請者及び対象となる新商品等が第2条に定める申請要件に適合するかどうか確認を行うとともに、認定申請書に記載された実施計画が次条の認定基準に適合するかどうか確認を行い、すべてに適合していると認められるときは、当該申請者を新事業分野開拓者として認定する。

2 知事は、前項により認定又は不認定を決定したときは、様式第2号により、その旨を申請者に通知する。

3 第1項の確認にあたっては、外部有識者の意見を聴取し、参考にすることができる。

4 知事は、新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者から提出された認定申請書を第1項により確認しようとする時は、二人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。

5 認定の有効期間は、知事が認定した日から5年を経過する日が属する年度の末日までとする。

(認定基準)

第5条 認定基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施計画に係る新商品等（以下「当該新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
- (2) 当該新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (3) 当該新商品等の生産又は提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(実施計画の変更)

第6条 第4条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定に係る実施計画について変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認める場合はこの限りではない。

- 2 知事は、変更承認申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が前条の認定基準に適合するかどうか確認を行い、すべてに適合していると認められるときは、これを承認する。
- 3 知事は、前項により変更の承認又は不承認を決定したときは、様式第4号により、その旨を認定事業者に通知する。
- 4 第2項の確認にあたっては、第4条第3項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第7条 知事は、認定事業者又は認定に係る実施計画が次のいずれかに該当するときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき
 - (2) 第5条の認定基準に適合しなくなると認められるとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
 - (4) 第2条第1項第5号アからケのいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第5号により、その旨を認定事業者に通知する。
 - 3 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

(相互認定)

第8条 知事は、第4条第1項により申請者を認定しようとする場合において、既に県内の市町村長が新事業分野開拓者として当該申請者を認定しているときは、その認定に係る実施計画の写しをもって第4条第1項の確認をすることができる。

- 2 県内の市町村長が新事業分野開拓者として申請があった者を認定しようとする場合において、既に知事が当該申請者を認定しており、かつ、当該市町村長から請求があったときは、原則として、当該認定に係る実施計画の写しを当該市町村長に提出する。
- 3 前二項の規定は、第6条の実施計画の変更について準用する。

(報告)

第9条 知事は、必要に応じて認定事業者に対して実施計画の実施状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、様式第6号により、知事に届け出なければならない。

(認定後の事務等)

第10条 県は、認定された新商品等（以下「認定商品」という。）の利用促進を図るため、認定商品の名称及び概要、認定事業者その他必要な事項を公表し、周知に努める。

- 2 県は、物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は役務の提供を受ける契約（以下「調達」という。）を行う時は、認定商品の優先的な調達に努める。
- 3 県の機関が認定商品を調達する際の具体的な随意契約に関する手続きについては、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）等関係法令による。
- 4 認定商品を調達した県の機関は、原則として、使用開始から6月を経過したときは、その有用性等について評価し、県は、その評価の結果について当該認定事業者に通知する。

(権利義務の譲渡)

第11条 認定事業者は、この認定により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、あらかじめ、新商品の生産等による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係

る認定権利継承承認願（様式第7号）を提出し、会長が認めた者はこの限りでない。この場合、実施計画認定権利継承承認書（様式第8号）により承認することとし、権利譲受人（継承者）に対しては新事業分野開拓者認定証（様式第9号）により通知するものとする。

（庶務）

第12条 この事業の実施に関する事務は、商工労働部工業振興課において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

この要綱は、平成25年7月11日から施行する。

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

この要綱は、令和7年10月6日から施行する。